

推進委員会からのご意見（中間報告）

自治基本条例推進委員会

開催日：令和4年3月24日（木）

案件：中間報告（前文～第16条まで）

- ①第2条（最高規範性）
- ②第7条（財政自治の原則）
- ③第10条（議会の役割）、第11条（議会の責務）、第12条（議員の責務）
- ④第13条（市長の責務）
- ⑤第15条（職員の責務）
- ⑥第16条（市民公益団体）

【第7条（財政自治の原則）、に対して】

- ・財政危機によって、住民自治や市民活動などが大きく制約をされてしまわないか。住民自治をどう守っていくのかは非常に大きなこと。

【第15条（職員の責務）に対して】

- ・大阪府などへの出向後、市役所に戻り、人事異動によりすぐ変わってしまったとき、そのほかの人に研修を実施するなど情報共有がされているか。

【その他】

- ・未だ自治基本条例の認知度が低いと思われ、もっと知ってもらうための情報発信が必要。